

大阪府生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則の
一部改正案について

I 目的・経緯

- 大阪府では、平成6年（1994年）に「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定し、大気汚染や水質汚濁などの公害問題に対処するとともに、生活排水や自動車排ガス対策など生活環境全般の保全にも対応してきた。
- 条例制定から25年以上経ち、府域における環境の状況は大幅に改善してきたが、大気中の光化学オキシダントや海域における化学的酸素要求量（COD）など、今後も対策を必要とする課題が残されており、現条例における規制内容が、環境負荷の程度に応じた適切なものになっているかの検証が必要な状況となった。
- そのため、令和元年（2019年）12月に「今後の大阪府生活環境の保全等に関する条例のあり方」について大阪府環境審議会に諮問し、同審議会での審議の後、令和3年（2021年）11月8日に答申が示された。これを受け、次のとおり条例及び同条例規則改正案の概要を作成した。（なお、石綿規制については、令和2年（2020年）11月9日に（一次）答申が示され、令和3年（2021年）3月29日に条例改正済み。）

II 条例・施行規則改正案の概要

1 大気分野

(1) 有害物質規制について

(ア) 排出規制の対象物質の選定について

規制対象物質は最新の有害性の知見や一定の暴露性を踏まえて選定されている優先取組物質との整合を図ることとし、有害性や暴露性の観点から踏まえ選定され、かつ府内で規制又は取組みが実施されてきた優先取組物質、大気汚染防止法の規制対象物質及び現行条例規制対象物質（計38物質）のうち、1. 有害性（発がん性及びそれ以外の有害性）が高いかどうか、2. 曝露量が多いかどうか、3. 他制度による規制との関係、4. 工場・事業場に規制をかける効果があるかどうかの4つの観点から、次の25物質を規制対象物質とする。

アクリロニトリル	アセトアルデヒド	エチレンオキシド
塩化水素	塩化メチル	塩素
カドミウム及びその化合物	クロム及び三価クロム化合物	クロロエチレン
クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	ジクロロメタン
水銀及びその化合物	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン
トルエン	鉛及びその化合物	ニッケル化合物
砒素及びその化合物	1,3-ブタジエン	ベリリウム及びその化合物
ベンゼン	ホルムアルデヒド	マンガン及びその化合物
六価クロム化合物		

(イ) 排出規制に係る具体的な規制手法について

発がん性物質も含めた全ての規制対象物質に対し業種や業態ごとに現実的かつ効果的な対

1 策検討が可能である濃度基準による規制とする。

2 現行の濃度基準は、温度が摂氏零度で圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1m³につ
3 き、次の基準式により算出した有害物質の種類ごとの量と規定している。

$$C = (K \cdot S) / Q$$

4 C：有害物質の種類ごとの量 (mg)

5 K：定数（敷地境界線上など環境濃度を考える位置において周辺住民に健康上の悪影響
6 が見られないと判断される濃度（想定環境濃度）を定め、その想定環境濃度に大気拡
7 散モデルに応じた係数を乗じて算定）

8 S：煙突高さや敷地境界までの距離等から算出する外部への影響を勘案した値

9 Q：乾き排出ガス量 (Nm³/分)

10
11
12 有害物質ごとにその有害性に応じて定められるKについて、規制対象物質のうち国で規制
13 基準値・指針値が定められている13物質については、以下の値とする。

アクリロニトリル	2.72	アセトアルデヒド	163
塩化メチル	128	クロロエチレン	13.6
クロロホルム	24.5	1,2-ジクロロエタン	2.18
ジクロロメタン	204	テトラクロロエチレン	272
トリクロロエチレン	177	ニッケル化合物	0.0340
砒素及びその化合物	0.00816	1,3-ブタジエン	3.40
ベンゼン	4.08		

14
15 上記以外の規制対象物質で指針値が定められている水銀及びその化合物、マンガ及びそ
16 の化合物の2物質については、現行のKの値を継続する。

17 環境基準値・指針値が定められていない物質は、それぞれ以下の考え方で設定する。

18 (い) 現行条例で濃度基準を適用している6物質（塩化水素、塩素、カドミウム及びその化
19 合物、鉛及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、ホルムアルデヒド）

20 現行の規制内容及び水準により有害物質排出抑制に一定の実績があることから、新
21 たな環境基準値・指針値など想定環境濃度の設定に必要な知見が得られていない状況
22 を踏まえ、当分の間、現行の基準を継続する。

23 (ろ) 現行条例で設備構造基準を採用している2物質（酸化エチレン、六価クロム化合物）

24 (い) と同じ理由により当分の間、現行の基準を継続する。

25 (は) 現行条例の規制対象外の2物質（クロム及び三価クロム化合物、トルエン）

26 今後、国において環境基準値・指針値が設定された際には、それらを基にした濃度
27 基準による規制の適用及び想定環境濃度の設定を行い、それまでの間は排出基準の適
28 用は猶予する。

29
30 (ウ) 排出規制の対象施設の選定について

31 規制対象施設は、実態調査の結果から、物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理
32 を除く。）に伴い、今回の見直しによる新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性のあ
33 る施設を現行の対象施設に追加するとともに、対象施設に係る業種（用途）は各種製造業を

1 主とし、そのほか今回の見直しによる新規追加物質の一定量を大気に排出する可能性のある
2 施設の設置割合が高い業種（用途）も対象とする。

3 これにより、対象施設に追加する施設は以下のとおりとし、その規模は同種の施設を対象
4 とし、これまで揮発性有機化合物（VOC）として有害物質の一定の排出抑制に寄与してきた
5 と考えられる現行のVOC規制の対象施設の規模を基に設定する。

6 (い) (ア) 化学工業品・石油製品又は石炭製品の製造の用、(イ) 鉄鋼若しくは非鉄金属
7 の製造・金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造の用に供する洗浄施設のう
8 ち、液面の面積が0.5㎡以上の施設

9 (ろ) 洗濯業に係るドライクリーニングの用に供するクリーニング施設及び乾燥施設のう
10 ち、ドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が30kg以上の事業場に設置される全て
11 の施設

12 (は) 物の製造に係る塗装の用に供する吹付塗装施設のうち、排風機能力100m³/分以上の
13 施設

14
15 また、現行の対象施設について、以下のとおり見直すこととする。

16 ・乾燥・焼付施設は現在規模要件の設定はないが、効果的かつ効率的な規制の観点から、
17 塗装又は接着の用に供する施設については、現行のVOC規制の規模要件と同様、トルエ
18 ンの排出に限り排風機能力10m³/分以上とする。

19 ・出版・印刷・これらの関連品の製造の用に供する乾燥・焼付施設及び印刷施設について
20 はトルエンが排出されるグラビア印刷施設数は限定的であること、その他の施設につい
21 ても今回の見直しによる新規追加物質に係る新たな届出数は限定的と考えられることか
22 ら規模要件の変更等見直しを行わない。

23 ・廃棄物焼却炉について、見直し後の規制対象物質のうちVOCは炉内で分解処理され理論
24 的に排出されるおそれがないことから、VOCは対象外として明確に位置づける。

25 ・類似の施設の集約等の整理を行う。

26
27 その他、トルエン、クロム及び三価クロム化合物については、前述のとおり排出基準の適用
28 は環境基準値・指針値が定められるまでの間は猶予するが、届出義務は、規制対象施設である
29 ことを認識させることで排出基準の猶予期間中の事業者の意識向上につながるなどから猶
30 予期間は設けない。

31 32 (2) VOC規制について

33 現行条例によるVOC排出削減対策における排出規制は、光化学オキシダント生成能に着目
34 した排出源や排出状況に応じた有効な対策等といったより効果的な対策の方向性が国におい
35 て定まった段階で新たな排出規制のあり方を検討することとし、それまでの間の排出規制は
36 排出量が一定規模以上の施設を対象としている法制度のみに基づき実施し、条例による届出
37 施設規制及び届出工場規制による排出規制は廃止する。

38 また、建築物等の塗装の工場の施工の状況の把握に関する規定について、府内市町村への

1 規制権限の移譲の状況等を踏まえ削除する。

2
3 (3) 粉じん規制について

4 現行条例での規制において、排出される粉じんの種類によっては大気汚染防止法の一般粉
5 じん規制と条例特定粉じん規制で二重の規制がかかる施設が存在することや、同じく粉じん
6 の種類によっては条例一般粉じん規制と条例特定粉じん規制の二重の規制がかかる施設が存
7 在すること、また、特定粉じん規制については、条例で特定粉じんとして石綿以外の有害粉
8 じんを規制しているのは都道府県では大阪府のみであり、行政・事業者にとって分かりにく
9 い制度となっている。

10 このため、特定粉じん、一般粉じんの2種類に分けている規制を統合し、一本化する。

11 規制基準については、有害粉じんを含めた全ての種類の粉じんの飛散を一定程度抑制が可
12 能で、施設の規模や粉じん排出状況に応じた対策を取ることができる現行の一般粉じんの設
13 備構造基準を適用する。

14 規制の統合にあたり、規制対象施設及び規模要件については、以下のとおりとする。

- 15 (a) 現行の条例一般粉じん規制のみの対象施設は、引き続き規制対象とする。
- 16 (b) 現行の条例特定粉じん規制の対象施設のうち、大気汚染防止法一般粉じん規制と重複
17 する規模の施設は、法制度による規制で一定水準の粉じん排出抑制が可能であることか
18 ら、条例規制の対象外とする。
- 19 (c) 現行の条例特定粉じん規制の対象施設のうち、条例一般粉じん規制と重複する規模の
20 施設は、引き続き規制対象とする。
- 21 (d) 現行の条例特定粉じん規制の対象施設のうち、大気汚染防止法一般粉じん規制及び条
22 例一般粉じん規制のいずれにも重複しない規模の施設は、現在府域に設置されている特
23 定粉じん排出施設の実態から有害性の高い粉じんが大気中へ飛散するリスクが高いと考
24 えられる(ア)窯業製品又は土石製品の製造の用に供する汚染土壌処理施設、(イ)金属
25 製品等、窯業製品又は土石製品の製造の用に供する蛍光灯リサイクル施設に限定し規制
26 対象とする。

27 また、大気汚染防止法と条例において、異なる規模要件を用いていた粉粒塊輸送用コンベ
28 アについて、大気汚染防止法と同じ規模要件の種類を採用することとし、届出対象となる規
29 模要件を現行の条例の規模要件である輸送能力30t/hに該当するベルトの幅40cm、バケット
30 の内容積0.01m³とする

31
32 2 自動車環境分野

33 大阪府では、すべての測定局において二酸化窒素等の大気環境基準を早期に達成することを
34 めざし、平成21年(2009年)1月から条例に基づき流入車規制を実施してきた。流入車規制
35 により、対策地域外から流入する排出ガス基準に適合しない自動車(非適合車)の割合は、規
36 制前では17%(平成19年度(2007年度))であったものが、0.3%(令和元年度(2019年
37 度))まで低下した。この規制に加え、関係機関と連携し、様々な自動車環境対策を実施した
38 結果、自動車からの窒素酸化物等の排出量は着実に減少し、すべての測定局において大気環境

1 基準を継続的に達成している。

2
3 このため、流入車規制を廃止した場合に、NO₂日平均値の年間98%値が0.04ppm以上である
4 比較的濃度が高い測定局に及ぼす影響や局地汚染の改善への影響、さらに電動車普及による
5 窒素酸化物等の削減効果について検討した。その結果、本規制の廃止による大気環境への影響
6 は軽微であり、電動車普及による窒素酸化物等の削減効果は十分大きいことから、流入車規制
7 を廃止する。

10 3 水質分野

11 (1) 条例施行以降届出実績のない届出施設について

12 現行条例施行以降、届出実績のない届出施設のうち、表1に示す届出施設については、届出
13 対象施設から除外する。

14 表1 届出対象施設から除外する施設及びその理由

届出施設	除外する理由
プラスチック製品製造業の用に供する混合施設 (有害物質を含む溶剤による洗浄作業を伴うものに限る)	対象となる有害物質を含む溶剤による洗浄作業を行う施設は労働安全衛生上の観点から、今後も設置される可能性が極めて低く、届出が必要となるケースがあったとしても、水量も大きくなく、公共用水域に与える影響は小さいと考えられるため。
窯業・土石製品製造業の用に供する薬品処理施設	対象となるガラス製品を加工する際のガラス表面処理工程(フッ酸処理)又はほうろう製品製造の前処理工程(酸洗等)に係る施設は水質汚濁防止法の特定施設にも該当し、条例に基づく届出が必要とならないため。
鉄鋼業の用に供する溶融めっき施設	対象となる施設の前処理施設として、必ず脱脂及び錆落としのための酸又はアルカリによる表面処理施設(水質汚濁防止法の対象施設)が同時に存在し、届出施設単独で存在することは想定されないため。

16 (2) 排水基準項目の臭気について

17 条例では独自に色又は臭気を排水基準項目に追加しているが、本府においては臭気に係る排水
18 基準を適用して指導している事例は見当たらない。工場や事業場の事業活動に伴って発生す
19 る臭気は、市町村が指導権限を有する悪臭防止法による濃度規制又は臭気指数による規制が可
20 能であり、臭気の発生源を特定できない場合でも、同法に基づき事業場全体を網羅的・総合的
21 に規制することが合理的であるため、条例における排水基準項目を除外する。

23 (3) 事故時の措置について

24 異常水質発生時において、現状では水質汚濁防止法に基づく特定事業場又は条例に基づく届

1 出事業場（以下「対象事業場」という。）に対してのみ応急措置の実施や知事への報告義務が
2 あり、それ以外の事業場には当該義務はないが、公共用水域へ影響を及ぼすことに違いはな
3 く、対象事業場以外の原因事業場にも事故時の応急措置や再発防止策を求める。

4 なお、対象事業場以外の未規制事業場は、対象事業場に比べて排水量が少なく、事故時の公
5 共用水域への負荷が小さいと想定されるため、措置命令や命令違反に対する罰則の適用はしな
6 い。

8 (4) 条例における総量削減指導について

9 平成 13 年（2001 年）に水質汚濁防止法等に基づく水質総量削減制度が改正され、COD に加
10 え窒素含有量及びりん含有量が対象項目として追加された。これにより、法に先んじて規定し
11 てきた条例による総量規制と同等の効果を有する措置が可能となったことから、条例により行
12 ってきた汚濁負荷量の総量の削減指導等については廃止する。

14 4 化学物質分野

15 ○ 府独自指定物質について

16 現行条例においては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する
17 法律（以下「化管法」という。）の対象物質（指定化学物質）及び規則で定める府独自指定物質を
18 合わせて管理化学物質とし、規定の対象としている。また、管理化学物質を、排出量等の届出、
19 管理計画書の作成、管理目標の決定及び緊急事態への対応など規定の対象とする第一種管理化学
20 物質と、排出量等の届出以外の規定の対象とする第二種管理化学物質に区分している。

21 令和 3 年（2021 年）10 月に化管法施行令を改正する政令が公布されたことにより指定化学物質
22 が見直されたこと等を踏まえ、以下の考え方により府独自指定物質の見直しを行う。

- 23 ・ 有害性の観点から選定される化学物質については、その選定基準を最新の科学的知見に基づ
24 く有害性評価に全面的に改めることにより、見直し後の指定化学物質とする。また、現行条
25 例に引き続き、法の第一種指定化学物質を条例の第一種管理化学物質に、法の第二種指定化
26 学物質を条例の第二種管理化学物質に位置づける。
- 27 ・ 生活環境保全の観点からは、大気汚染防止法の事故時の措置に係る規定を補完することと
28 し、同法の有害物質及び特定物質のうち指定化学物質に該当しない物質を第二種管理化学物
29 質に追加する。
- 30 ・ 揮発性有機化合物については、引き続き府独自指定物質（第一種管理化学物質）に位置づけ
31 る。

32 見直し後の府独自指定物質（第一種管理化学物質）

揮発性有機化合物（事業活動に伴い使用される燃料に含まれるものを除き、塗装、印刷又は接着以外の過程で使用されるものにあつては、1 気圧の状態で沸点が摂氏 150 度以下であるものに限る。）

見直し後の府独自指定物質（第二種管理化学物質）

1 アンモニア	2 一酸化炭素	3 一酸化窒素	4 一酸化二窒素	5 塩化アンモニウム
6 塩化水素	7 塩素	8 黄リン	9 五塩化リン	10 五酸化二窒素
11 三塩化リン	12 三酸化硫黄	13 三酸化二窒素	14 四酸化二窒素	15 硝酸
16 二酸化硫黄	17 二酸化窒素	18 フッ化珪素	19 フッ素	20 ホスゲン
21 メルカプタン類（化管法第二条第二項に規定する第一種指定化学物質及び同条第三項に規定する第二種指定化学物質を除く。）				
22 硫化水素	23 硫酸	24 リン化水素	25 リン酸	

2 5 騒音・振動分野

3 (1) 電気工作物等を設置する工場・事業場における法と条例の重複について

4 条例では、騒音・振動に係る規制の対象とする工場・事業場から騒音規制法、振動規制法に
5 規定する特定施設を設置する工場・事業場（特定工場等）を除外しているが、両法の特定施設
6 のうち電気事業法に規定する電気工作物又はガス事業法に規定するガス工作物のみを設置して
7 いる特定工場等については、その例外として条例の規制の対象としている。

8 条例制定当時、騒音規制法、振動規制法に基づく当該特定工場等に対する改善勧告、命令、
9 立入検査は電気事業法、ガス事業法に委ねられていたが、その後の騒音規制法、振動規制法の
10 改正により、市町村が両法に基づき当該特定工場等に対し、これらの措置を行うことができる
11 ようになっており、騒音規制法、振動規制法と条例の規制が重複する状態となっている。

12 そのため、騒音規制法、振動規制法に規定する特定施設のうち電気事業法に規定する電気工
13 作物又はガス事業法に規定するガス工作物のみを設置している特定工場等について、現時点で
14 は騒音規制法、振動規制法に基づき市町村が必要な規制を行うことが可能であることから、騒
15 音規制法、振動規制法と条例の規制の重複を解消するため、条例の規制の対象から除外する。

16

17 (2) 特定建設作業規制について

18 特定建設作業規制において、バックホウのアタッチメントの違いによって規制が適用されな
19 いケースがあり、条例では「ショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超え
20 るものに限る。）を使用する作業」として規制されているが、市町村に寄せられている苦情で
21 多いスケルトンバケットは規制対象外として運用されている。

22 スケルトンバケットを使用する作業について、騒音調査を行った結果、著しい騒音を発生す
23 る作業であることを確認したことから、アタッチメントをスケルトンバケットに換装したショ
24 ベル系掘削機械を使用する作業を騒音に係る特定建設作業規制の対象とする。

25

1 6 規制以外の手法

2 これまで生活環境の保全に関しては、大気、水質、騒音・振動、土壌汚染等分野ごとの法律に
3 加え、大阪府においては条例により、主として汚染の原因者に対する排出等規制により対応して
4 きた。その結果、大気汚染や水質汚濁といった公害は一定の改善が見られてきた。

5 一方で、引き続き改善すべき課題が残っていることやより効果的・効率的な排出削減への転換
6 等が求められていることから、これまでの排出等規制に加えて事業者自らの創意工夫による自主
7 的・積極的な取組みを行政として促進することとして、その根拠を条例で府の責務として位置付
8 ける。

9

10 7 今後の予定について

11 令和4年（2022年）2月府議会に条例案を提出する予定

12